

糸魚川市スポーツ協会激励金交付規程

(目的)

第1条 この規定は、糸魚川市スポーツ協会(以下「本会」という。)が、以下に定めるスポーツ大会出場者に対し、大会での活躍を支援するための激励金交付に関し、必要な事項を定める。

(対象とする大会)

第2条 次に掲げる事項により申請のあった者に激励金を交付する。ただし、親善・交歓大会は除く。

(1) (公財)新潟県スポーツ協会の加盟団体が主催するジュニアスポーツ県大会

(2) ブロック大会

ア 県予選を経て出場するブロック大会

イ 県において選抜され出場するブロック大会

(3) 全国大会

ア ブロック予選を経て出場する全国大会

イ 県予選のみで出場できる全国大会

ウ 県において選抜され出場する全国大会

(4) 国際大会

ア 全国予選を経て出場する国際大会

イ 国において選抜され出場する国際大会

(交付の範囲)

第3条 交付できる範囲は、次のとおりとする。

(1) 本会の加盟団体又は加盟団体に所属している個人。

(2) 市内の学校に在学したことがあり、かつ両親、または祖父母が市内に在住し全国大会以上の大会に出場する者。

(激励金の額等)

第4条 激励金の額等は、次の表に掲げるとおりとする。

	区分	対象	金額
個人	①県大会に出場する場合	登録選手 (監督・コーチは人数に入れない)	1人 2,000円
	②ブロック大会に出場する場合		1人 3,000円
	③全国大会に出場する場合		1人 5,000円
	④国際大会に出場する場合		1人 20,000円
団体	①県大会に出場する場合		人数に2,000円を乗じた額 ただし20,000円を上限とする。
	②ブロック大会に出場する場合		人数に3,000円を乗じた額 ただし30,000円を上限とする。
	③全国大会に出場する場合		人数に5,000円を乗じた額 ただし50,000円を上限とする。
	④国際大会に出場する場合	理事会で決める。	

(交付の申請)

第5条 交付を受けようとする個人または団体は、糸魚川市スポーツ協会激励金交付申請書（様式第1号）に次ぎに掲げる書類を添付して、大会の開催日前日までにスポーツ協会会長に申請するものとする。

(1) 大会開催要項。

(2) 大会参加申込書またはそれに代わる氏名、ふりがな、住所、連絡先、生年月日、所属を記載した書類。

(交付決定)

第6条 スポーツ協会会長は前条により申請があった場合は、当該申請書の内容を審査し激励金を交付すべきと認めたときは、激励金を速やかに交付するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は大会終了後速やかに糸魚川市スポーツ協会激励金交付実績報告書（様式第2号）をスポーツ協会会長に提出しなければならない。

(取り消しと返還)

第8条 スポーツ協会会長は申請者が次の各号に該当するときは、激励金の交付決定を取り消し、激励金を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、激励金を受けたとき。

(2) 自己都合により、交付後、大会等に出場しなかったとき。

(3) 大会等が中止になったとき。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

平成21年4月1日一部改正する。

平成24年4月1日一部改正する。

平成30年4月1日一部改正する。

平成31年4月1日一部改正する。

令和6年4月1日一部改正する。